

議案第97号

工事請負契約（土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）対策工事（その1））の変更について

資料3 土砂災害警戒区域の整備優先順位

1 現状

・県は令和元年度末までに南部市街地で86箇所、北部西谷地域で50箇所の計136箇所について土砂災害特別警戒区域（レッド区域）の指定を完了。

	武庫川左岸	武庫川右岸	西谷	計
イエロー区域	122箇所	70箇所	82箇所	274箇所
レッド区域	54箇所	32箇所	50箇所	136箇所

※イエロー区域：土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域

※レッド区域：土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域

・レッド区域内に住家等が含まれる市所有地は5箇所、民地は63箇所、市所有地・民地の混在地は12箇所と見込んでいる。

	武庫川左岸	武庫川右岸	西谷	計
市所有地	4箇所	1箇所	0箇所	5箇所
民地	21箇所	16箇所	26箇所	63箇所
混在地	8箇所	4箇所	0箇所	12箇所

2 対策工事について

・レッド区域の指定は危険周知などのソフト対策が基本だが、市はレッド区域に指定された市所有斜面地については、所有者の責務として、斜面地の危険度や住家等の立地状況などを踏まえ、箇所毎に優先度（下記参照）を判定し、対策を講じるとしている。

・まずは、住家等への影響が想定される市所有地5箇所について順次、安全対策に取り組む。

・優先度評価の考え方

評点 A=3、B=2、C=1

【評価項目①】災害発生時の影響（区域内の住家の住民等の生命又は身体の安全を最優先）
保全対象施設（A：住居等、B：その他の施設（学校等））

【評価項目②】災害発生の危険度

○斜面の高さ（危険区域内における最大高（30m未満は評点0））

B：30m以上

○斜面の平均勾配（危険区域内における最大勾配（40度未満は評点0））

A：45度以上、B：40度～45度未満

○地盤の状況（下記以外の安定な地盤は評点0）

A：崩積土・火山砕屑物・強風化岩、B：段丘堆積物、C：軟岩

○湧水の有無（湧水が無い場合は評点 0）

A：常時あり、B：高水時にあり、C：斜面が常に湿潤

○植生の状況（生育状況が良好な場合は評点 0）

C：生育状況が不良

○斜面の状況（下記以外の安全性の高い斜面は評点 0）

B：災害発生の可能性が高い、C：将来的に災害発生可能性がある

（参考：国土交通省 急傾斜地崩壊対策等事業の優先度に係る評価の考え方）

・優先度評価（5箇所）

番号	65	66	95	204	150
所在	中山桜台 5丁目	中山桜台 4丁目	長尾台1丁目	中山台1丁目	月見山2丁目
○災害発生時の影響	2	3	2	3	3
保全対象	2 中山台 コミュニティセンター	3 住居4戸	2 長尾台小学校	3 住居3戸	3 住居2戸
○災害発生の危険度	1	1	1	2	1
斜面の高さ	0 (23.3m)	0 (13.1m)	0 (22.0m)	0 (13.1m)	0 (30m未満)
斜面の平均勾配	0 (36.6度)	0 (35.2度)	0 (35.0度)	0 (34.4度)	0 (40度未満)
地盤の状況	0 流紋岩 表層礫質土	0 流紋岩 表層礫質土	0 花崗閃緑岩 表層礫質土	0 流紋岩 表層礫質土	0 (現状安定し ている)
湧水の有無	0 (無)	0 (無)	0 (無)	0 (無)	0 (無)
植生の状況	0 (普通)	0 (普通)	0 (普通)	0 (普通)	0 (普通)
斜面の状況 (点検結果)	1 (危険度B)	1 (危険度B)	1 (危険度B)	2 (危険度A)	1 (危険度B)
総合評価(評点)	3	4	3	5	4
優先度	C	B	C	A	B

※保全対象が住居で総合評点が同点だった場合、住居の戸数で優先度を再判定する。

・市所有地 5箇所の進捗状況（R3.8月末時点）

箇所	番号	所在地	保全対象	判定	R3	R4～
左岸	204	中山台1丁目	住家(3戸)	A	対策工事(実施中)	
	66	中山桜台4丁目	住家(4戸)	B	対策工事(関係機関協議中。第3四半期発注予定)	
	65	中山桜台5丁目	コミュニティ施設	C	測量設計業務(実施中)	対策工事
	95	長尾台1丁目	長尾台小学校	C	測量設計業務(実施中)	対策工事
右岸	150	月見山2丁目	住家(2戸)	B	測量設計業務(実施中)	対策工事

